

令和4年度 第1回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和4年7月26日（火）14時～15時20分

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

- ① 令和3年度相談支援事業実施状況について
- ② 令和3年度障害者虐待防止法に係る対応状況について
- ③ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況 及び取組状況等について
- ④ 令和3年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
- ⑤ 障害者優先調達推進法に係る令和3年度の取組状況及び令和4年度の予定について
- ⑥ その他

3. 閉会

■配付資料

<事前配付>

- ・協議会次第
- ・資料1-1 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス実施状況
- ・資料1-2 門真市障がい者相談支援事業所あん実施状況
- ・資料1-3 門真市障がい者基幹相談支援センター実施状況
- ・資料2 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- ・資料3-1 令和3年度門真市障害者地域協議会、部会開催実績
- ・資料3-2 2021年度（令和3年度）門真クラブ・合同スタッフ会議の活動報告
- ・資料3-3 門真クラブパンフレット
- ・資料4-1 令和3年度門真市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績
- ・資料4-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）
- ・資料4-3 令和4年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

<当日配付>

- ・協議会委員名簿

- ・ 座席表
- ・ 門真市情報公開条例（抜粋）
- ・ 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- ・ 門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ・ 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■ 出席者

委員：小寺委員（会長）、小原委員、本木委員、大北委員、中村委員、石橋委員、青木委員、須藤委員、東野弓子委員、白川委員、吉井委員

事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、村下主任、奥谷主任、池田主任

■ 欠席者

委員：岩本委員（副会長）、谷掛委員、藤江委員、東野明美委員、北本委員、

■ 傍聴者：2名

■ 議 事

事務局

定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。

本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、どうぞよろしく願いいたします。失礼して着座にて進行させていただきます。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、16名中、10名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日は、令和4年度第1回目の会議でございます。新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、短時間で行えるようできるだけ簡潔にご説明させていただきます、委員の皆様のご質問、ご意見を中心に進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

今年度の委員の皆様につきましては、昨年度と同様に変更などはございませんのでお手元にあります協議会委員名簿をご確認ください。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。いかがでしょうか。

会長 ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

異議なしということで、会議につきましては公開といたしまして、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、日は傍聴の方がおられるようでしたら入室してもらってください。

事務局 本日の出席委員につきまして、修正させていただきます。16名中11名でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、

- ・協議会委員名簿
 - ・座席表
 - ・門真市第4次障がい者計画冊子
 - ・門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子
- でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料として協議会次第をご確認ください。

また、その他参考資料といたしまして、

- ・門真市情報公開条例(抜粋)
 - ・審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
 - ・門真市附属機関に関する条例(抜粋)
 - ・門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)
- を配付いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

会長

それでは、議事に入ります。

冒頭で事務局の方からお話がありましたように今コロナの感染者がかなり多くなってきており、どこでも会議などは工夫されています。今回は対面ということで顔をみながらお話ができるということですが、ただ少し工夫して短時間で会議をすすめてまいりたいと思いますので皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではお手元の次第にそつてすすめていきたくと思ひます。

議題①、令和3年度相談支援事業実施状況について、資料1-1、1-2、1-3を参照にご説明をいただくということによろしくお願ひします。

事務局

門真市障がい者相談支援センタージェイエスの活動報告をさせていただきます。資料1-1をご覧ください。

令和3年度の相談者の実人数は233名ということでした。前年度に比べ相談者が増加しております。また支援方法や支援内容の相談件数の総数も前年に比べて3割増となっております。

委託相談支援事業として感じている課題は、在宅生活が中心となり社会との接点を持たない方への支援です。適宜訪問などを実施しながら、日中活動などの情報提供を行っていますが、社会との接点が少なかったこともあり、新しいことへ一歩踏み出すことはとても負担の大きなものと感じます。特にご家族が心配されていても、当人は支援の必要性を感じておられない方については関係構築も難しい状況です。長期的に繰り返しの関りが必要と感じます。

在宅期間が長くなってしまふ前にアプローチして社会との接点を持つ機会が作られるよう、当センターの存在を知ってもらえるよう周知活動は続けていきたいと思ひます。

総括と致しまして、令和3年度は長期入院先の病院や施設から地域生活への移行や、親御さんの高齢化に伴う自立を目的とした、新たな暮らしの場を検討する相談が多くありました。

先ほども触れましたが、一方で自立生活を始めることはご本人、ご家族の両者が共に必要性を感じていても、実際に大きな一歩を踏み出す際には不安が先行するなどし、何度もコミュニケーションを重ねながら進めていく必要がありました。

多くの方が、障がいや年齢にかかわらず、地域社会において人とのつながりや自分らしい生活を送りたいと希望を持っておられます。そ

ていますが、長らく地域で暮らす精神障がい者を支援してきた当事業所としては今後も精神障がい者の方々が地域への移行・定着をスムーズにできるようその時に必要な支援内容を組み立てていけるような体制づくりを引き続き行っていきたくと思っています。以上です。

事務局

はい、続きまして門真市障がい者基幹相談支援センターえーるです。私から門真市障がい者基幹相談支援事業の報告をさせていただきます。資料1-3をご覧ください。

基幹相談における相談対応の傾向についてです。

相談傾向として、家族や知人との金銭関係のトラブル、事業所とのトラブルなど相談が多く「権利擁護に関する支援の相談」の項目が令和2年度と比べて増加しています。「家族関係・人間関係に関する相談」に関しても令和2年度と同件数で項目別では2番目に多く、全体に占める割合が高くなっています。家庭内のトラブルや事業所とのトラブルなど、人間関係のトラブルでの相談が多い傾向が続いています。

コロナ禍において門真市の事業所では、時間を短縮して開所している事業所が一部あるものの、ほとんどの事業所が感染対策を講じ、これまでと同様に通所での支援が行われています。ただ大阪市内の就労系の事業所では在宅支援を長期間継続している事業所があります。

通所の日数を制限し在宅支援中心となっている事業所、中にはほとんど通所は行わず、全て在宅支援の事業所も見られています。利用者の中には在宅支援の期間が長くなることで生活リズムを崩している方や、在宅支援に慣れすぎたため入社して勤務する従来の在り方に違和感があると感じられている方が見られると相談支援専門員からの報告があります。

新型コロナウイルスの感染拡大時に感染防止対策として必要だった在宅支援でしたが、緊急的な感染対策として場当たりの決定で、適切な在宅支援の在り方などが十分に議論されず、一部の事業所にて内容の薄い在宅支援が実施されたしわ寄せが現在発生しています。

その他では、新型コロナウイルスの影響で家族全員の在宅時間が増えており、障がいのある方の余暇的な活動の減少により、家族が息抜きの機会も少なくなっています。その状態が長期化した中で家族間での対人トラブルの相談が増えています。

加えて利用者や相談支援専門員からの報告では、新型コロナウイルスの感染状況の浮き沈みが長期的に続いている中で、ヘルパー利用の需要

と供給のバランスが崩れており、感染者数が減少している時期に移動支援を利用しようとしてもヘルパーが確保できないと報告を受けています。

問題の原因の一つにヘルパーに対する仕事の保障があげられます。コロナ禍でサービス利用のキャンセルや利用控えで、収入が減少し登録ヘルパーが自身の生活を守るため業界離れが発生しており、実際に移動支援事業から撤退や縮小した事業所も見られています。感染が落ち着いたとしても一度離れた人材が戻ってくるケースは少なく、登録ヘルパーの人材確保が更に困難となったとサービス管理責任者から報告があります。

兼ねてよりヘルパーやガイドヘルパーの確保が地域課題として挙げられていましたが、新型コロナウイルスとの共存していく生活スタイルがスタートしつつある状況下で更にヘルパーを見つけることが困難と聞いています。このWith コロナの生活スタイルでも障がいのある方があたりまえに門真市の地域で生活していくためにはヘルパーの人材確保できる環境づくり、人材育成が必要となっています。

最後に相談支援全体の報告です。コロナ禍で限られた連携の中でも各相談支援が軸になり、サブ協議会への地域課題の発信や専門部会の枠を超えた地域のネットワークづくりを行うことが出来た一年でした。

門真市の相談支援連絡会へ参加している相談支援事業所は、所属する法人で様々な事業を展開しており、把握した地域課題に対して多方面のアプローチを可能としており、相談支援専門員から解決に向けた様々な提案が出されています。

高齢との連携、医療や訪問看護との連携、教育との連携など様々な分野への連携や協力が必要な状況で、適切な繋ぎができる体制が構築されています。サブ協議会で立ち上げとなった地域課題を検証するワーキンググループにおいても一部では相談支援による連携の繋ぎがあったからこそ取り組みが実現し、適切な機能を有することができた要因の一つとなっています。

門真市ではサブ協議会を中心とした地域協議会のネットワークが機能しており、関係機関のお互いの信頼と相互協力で専門部会が成り立っています。これらのネットワークの扇の要となっている各相談支援の充実、門真市の障がい福祉の発展に必要な不可欠な存在だと当センターは見立てています。

しかし計画相談の体制の現状について、令和3年度も門真市内の既存の指定特定相談支援事業所から撤退意向があり、現在も引継ぎ等の調整

を行っています。幸い新規参入の指定特定相談支援事業所があり、引継ぎ時に混乱はあったものの、セルフプランを希望していない利用者がセルフプランを余儀なくされるような状況を回避することはできました。ただ門真市全体で見た場合に計画相談の余力はない状況となっています。

相談支援事業所が1事業所撤退することで、当該事業所にてこれまで積み上げてきた相談支援専門員の経験やスキル、ネットワークが失われ、経験豊かな相談支援専門員を失うことは門真市の障がい児者にとって大きな損失となります。「相談支援専門員が辞めない」「相談支援事業所が撤退しない」ことは相談支援の質の最大の保障であり、強いては障がい者への地域生活を豊かにしていくことに繋がります。

門真市の課題は障がいの相談支援に従事する人数が足りていないことにあります。これは計画相談を担当する相談支援専門員の人数だけでなく、障がい福祉課のケースワーカー、基幹相談や委託相談にて相談業務に従事している職員数も当てはまります。同人口割合で他の市町村と比較した場合、精神障がいのある方と知的障がいのある方の割合が全国平均の1.25倍となっている門真市において、国のモデルと同等の相談支援体制を維持していくのではなく、門真市独自の相談支援体制を構築していく検討が必要と考えています。

門真市の委託相談支援の体制が開始された平成18年と比べて令和3年の現在では門真市の知的障がいの手帳所持者数は約2倍、精神障がいの手帳所持者数は約3倍と増加しています。

相談対象者が倍増している状況を踏まえ、門真市障がい者地域協議会にて門真市の障がい福祉の相談支援体制の評価に留まらず、今後の相談支援の発展や展望、相談体制の充実に向けた検討や方針決定が成されることを期待しています。

以上、基幹相談支援センターからの報告でした。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま3事業所から報告、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所あん、門真市障がい者基幹相談支援センターえーるより実績報告がございました。この件につきまして委員の皆様、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

A 委員

えーるが最後に言われた指定特定相談支援事業所が、令和3年度1か所撤退されて、幸い新規参入されたのは、たまたまだったのか、それと

も市の方が新規の立ち上げを要求したのか教えていただきたい。

事務局 門真市障がい者基幹相談支援センターです。ご質問ありがとうございます。基幹相談と市とで、訪問看護ステーション連絡会、ケアマネ事業所連絡会、通所事業所連絡会、放デイ事業所連絡会など様々な連絡会に関して相談支援事業所の開所に向けたご提案をさせていただきました。その中で開所した事業所もありますし、それ以外でも独自で開所した事業所もあります。様々な取り組みを市と相談支援連絡会の方で実施した中で、開所した事業所もあるということを報告させていただきます。

会長 はい、よろしいでしょうか。他、ございませんでしょうか。

L 委員 先程、基幹相談の方から課題として移動支援のヘルパーの人材確保が必要だとおっしゃっていました、
この課題をどのように考えているのか、今後の進展として考えがあるのか教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

事務局 質問のあった人材育成、人材確保に付いてですが、ヘルパーの人材確保については、問題視はさせていただいておりますが現実的には呼びかけるとかは行っていないのが現状であります。ただ今の所は、ヘルパーを使うことを前提にご本人様の力でもしヘルパーを使わないでできることがあればいただきたいという所で、ご本人様が余暇活動をする力がもしおられたら、ヘルパーを使わずともご自分で行きたい所に行けるという視点になっていくのですが、幼いとき放課後等デイサービスとかで療育の一環として余暇活動を自分でできるような力を持っていただいて、大きくなった時にご自分で外に出る力を持っていけるようになったり、あと他の社会資源がないかなど、サブ協議会などでも議題に上げさせていただきながらヘルパーに頼らないで何かできることはないかなど協議会で模索している所です。

L 委員 一人でできるようになるというのは、ある程度の力のある人のことになってくると思います。どうしても見守り支援であったり、人の支援がないと外出できない、命にかかわるようなことがある人は、「社会に出なくていいんだよ」って言っているように聞こえます。社会生活ができなくなってしまうのです。また移動支援が地域生活支援事業ということ

で、もし人材確保が難しくこの事業が進まない門真の現状であるのなら、地域生活支援事業として地域活動などの新事業を移動支援の代わりになる余暇活動の場を考えていくとか、違う方向性を提案いただければ、本人たちが20代30代ではエネルギーもありますし、親が60代70代になり足が痛くてついていけなくて迷子になってしまうということを解決できます。実際全国に制度が整っているのに門真だけ人材不足でできないんだ、自分で頑張りましょうという考え方は少しおかしいと思うので、もう少し前向きに考えていただきたいし、この協議会で考え、ご意見を皆さんにいただける機会になればと思います。宜しくお願い致します。

F 委員 人材不足は介護の方も同じでヘルパーの担い手が少ないのはどこでもできます。協議会でも障がい者の皆さんのニーズにこたえることが難しかったり、協議の場の中で、実際問題、今日の報告の中で人が足りないとか、こういうことがなかなか難しい等出てきている以上は、そこに向けておっしゃられていたように、そこに向けて具体的に考えていけるようなものを協議会やサブ協議会でも話し合われているのであれば、ニーズがあるのは事実であると思うので、それを実現するためにも具体的に出し合わないといけないと感じたので意見をさせて頂きました。

会長 はい、ありがとうございます。C委員に聞きたいのですが。この前、施設長にお会いしたら全社協の外国人の役員をされていますよね。今、どれぐらい施設にいてるかを聞いたら150人とおっしゃっていました。法人全体で職員が1600～1700人の内、150人福祉に携わる外国人の方が2割程度のスタッフと聞きました。

F 委員 人全体で職員が1600～1700人は保育の職員も入っているので、介護だけでは職員が900～1000人ぐらい。その内の150人ぐらいなので1～2割ぐらいが外国人のスタッフになっています。

会長 外国から来られているのでそれなりに高学歴と思いますが、研修とか人権の問題とか留意しないといけないと思うのですが、その辺りは教育とかきちんとやられているのでしょうか。

F 委員 きちんと言われますと困りますが、外国人の方も色んなルートがありまして、基本はEPA 経済連携協定でベトナムとフィリピン、インドネ

シアから来ている方は、大学以上とか看護師資格を持っている方で一定の教育水準を持っておられる方で日本にいられています。日本語の勉強は母国と日本でもするので、施設にいられた時は概ね日本語で簡単なコミュニケーションは十分取ることができます。

他に留学生や技能実習生の方、特定技能実習生といろいろ来ていただくルートがあり、ルートによっては教育の仕方がまちまちです。こうしなさいと決まっている所もあれば、言い方は悪いですが明確に決まっていないところもあります。問題は来てくださってその職種につけるかどうかということが1つあります。経済連携協定の方は基本的には施設の特養で働くことが前提なので、在宅サービスで働いていただくにあたっては、国の機関に事前に相談しないとOKいただけないことがあります。

逆に留学生とかで来られ、日本語教育とかが問題なければ、うちでもうちちょっと1人ヘルパーが足りないので外国人の方を1人ヘルパー事業の方に異動ということをしていただくことが、試験的に今回行うこととなりました。本人がやる気があったので良かったのですが、やはり難しいと思います。ヘルパー業務はニーズが多岐にわたりますので、ほぼ1対1で接しますので、簡単ではないのですがそういうルートはあります。後は教育の仕方をどうするかだと思います。

会長

ありがとうございます。人材不足とか人材育成に関しては、各市町村も頭悩ませておられます。いろんな試行錯誤されているので失敗や上手くいったことの情報も取って、地域協議会の中のサブ協議会でももう少し具体的な方向を検討することが大事かなと思います。

制度を増やすとかいろいろな方法があるが、一長一短で「これや！」っていうのがないのでお互い知恵を出し合って話し合いがあるかなと思います。また、協力していただいて協議会の中の部会で少し叩いていくということも必要かなと感じます。基幹としてはどうですか？

事務局

サブ協議会でもこの議題は上がっております。コロナ禍の前からも上げさせてもらっていて、サブ協議会にヘルパー事業所2社入ってもらいまして検証を行った。様々な要因があると思います。移動支援の難しさ、1対1の部分、単価の部分、ヘルパーの時給の部分の兼ね合いがあるかと思います。

ヘルパー事業が始まったころより単価が変わっていない。基本の時給の部分でヘルパーの時給と一般のパート方の時給が、この15年間で一

般パートの方は750円位から1000円程度に上がっているが、ヘルパーの時給は大きな変更がない。中々ヘルパーの仕事を選ぶという方が少なくなってきた。今回コロナ禍でさらに不安定になってしまった。事業として難しくなった部分、単価の部分、様々な要因があった中でも問題があるとサブ協議会で話し合った。人材育成と制度の所の検証が必要だと考えています。

会長 他、ございませんでしょうか？

E 委員 今、単価の話が出たのですが移動支援であれば30分何単位ぐらいになっているのでしょうか？

事務局 移動支援は1時間1600円になっております。30分でも1時間分の単価になっておりまして、1時間を過ぎたら30分ごとに800円上乗せとなっております。これは市の報酬なので事業所によってヘルパーへの時給のお金は変わってくると思います。市の方では把握はしておりません。

E 委員 ありがとうございます。これは15年ぐらい変わってないということですが、これからも単価が変わる予定がないということですか？

事務局 単価の件に関しても資源の所の検討もしないといけないし、いろんな所の調整が必要になってくると思いますので、その一つに単価の事も人材のお給料の事もあるかと思えます。あと、いろんな事業とか検討することになれば、代替案も出てくるかと思えますので、その中の一つとして単価を上げることも一つの案としてあるのと思えます。絶対上げないということは今のところ考えてはないのですが、検討の材料の一つにはなると思っております。

E 委員 ありがとうございます。たぶん福祉業界ではどうしても給料が低いということがあって、なかなか業界が広がらないというものもあるので、そういう所を検討いただいたら多分、もうちょっとできると思うんです。資源の問題もあると思いますのでゆっくり討議していただけたらと思います。ありがとうございました。

会長 他、ございませんでしょうか？

L 委員 せっかくなのでガイドヘルパーというか移動支援の単価がというこ

とであっても、ほんとに当事者が困っているのです。コロナになってヘルパーがいなくなったこのコロナの時期だけでも、直営として障がい福祉課で一番最初は担ってくださっていたように運営してほしいですね。

そんな風な頑張りを見せていただけると、当事者は市も頑張ってくれているな、応援してくれているなと思いき、また頑張れるのですが、いつも「親に、親に」と言っていて、何でもかんでもしんどいことは家庭の負担になっているのです。自立支援協議会ができ「検討します」と言っていて10何年も続いているのですが、親は年老いています。やはり「ここは頑張りますよ」と協議して欲しいし、協議会の力を見せてほしいなといつも思うのです。この事態だからこそ何かできることを皆さんでほんとうに考えていただけないと、体力もなくなるし、時間もありませんので、もう親子心中しないといけないような家庭も出てくると思うのです。

このあたりのことは協議ではなく、何かの手立てをどんなふうにしたら上手く回るのか、この短いコロナの時だけは、頑張ろうと何か考えてほしいと思います。宜しくお願いします。

会長 はい、よろしくお願ひしたいと思ひます。他、ございませんでしうか？

会長 それでは、議題②に移りたいと思ひます。令和3年度障害者虐待防止法に係る対応状況について、引き続き門真市障がい者基幹相談支援センターえーるより説明をお願ひいたします

事務局 続きまして門真市障がい者虐待防止センターの報告をさせていただきます。虐待認定された新規の3件の内訳は養護者2名、事業者1名となっています。養護者2名のうち1名の方は、障がい福祉課と障がい者虐待防止センター職員による定期的に継続した見守り確認を行っています。もう一人の方は、虐待者と被虐待者の分離を行い、現在は他市のグループホームと通所施設を利用し生活をされています。

このケースは、虐待通報を関係機関より受け、その日のうちに本人を保護し、その後他市のグループホームに繋がったケースになります。複数の関係機関の協力の上、本人の安全を確保したことで本人に安心感を与え、不安なく次の環境に繋がられたことは、日ごろから関係機関との密な関係性を構築していた結果であったと感じております。

事業所にて発生した1ケースは、発生の原因、発生に至った要因の調査報告、それに対しての事業所全体の再発防止の取り組みである改善計画を作成し、事業所としての体制改善状況の経過報告を市

として求めています。虐待者の職員だけでなく事業所全体の問題として再発防止に取り組んでもらっています。

今年度の通報の特徴は新規相談や新規通報が四半期に多くなっており、平成 27 年 2 月に当センターが障がい者虐待防止センターの業務を担って以降、一番多い件数となっています。

具体的には、令和 4 年 2 月 3 月の 2 か月間で既存・新規を含めて 17 名の方の虐待や虐待疑いに関する通報の相談を受けました。この 17 名中の 10 名が事業所虐待もしくは虐待疑いに関する通報や相談となっており、この 10 名中 6 名がグループホームに対しての虐待もしくは虐待疑いに関する通報や相談となっています。事業所虐待もしくは虐待疑いの相談件数が 10 件と多くなっているものの、当センターと障がい福祉課による虐待事実確認の訪問調査等の結果で、虐待認定されたケースはガイドヘルパーによる虐待の 1 件のみです。ただし 10 件中、集計した時点で調査中であった 2 件は含んでいません。グループホームにて通報や相談のあった中で虐待認定されたケースはありませんでした。

グループホームの通報ケースの相談内容は、人間関係の悪化や事業所との何らかのトラブルから溝が深まり、従業員と法人が労基上の問題から発展し、利用者を巻き込んだ通報などが多い印象でした。この問題はコロナ禍での生活で、グループホームへ支援負担が集中したことが原因の一つと考えられます。グループホーム連絡会にて各事業所からの報告を聞く中でもグループホーム職員の勤務状況の悪化、感染者や感染者疑いの利用者対応による精神的な負担、世話人の離脱による管理者への負担増など職員と利用者が共に疲弊していることが確認されています。このような状況下で、グループホームでのトラブルに関する相談や虐待疑いの通報などが続いた可能性があると考えています。住まいであるグループホームにコロナ禍による支援負担が集中し、適切に運営や機能することが難しくなっていることは利用者の不利益となっており、グループホームへの負担軽減を地域全体で検討する必要があると思われれます。以上が虐待防止センターからの報告でした。

会長 ただいまの令和 3 年度障害者虐待防止法に係る対応状況についての説明に関しまして委員の皆様、何かご質問、意見等ございませんか。

L 委員 私は大阪府の虐待防止委員をしております。被虐待者の障害種別や種類、内容を教えてください。

事務局 資料1-3 5ページをご覧ください。こちらに内訳が記載されております。養護者と施設従事者の所に虐待認定された数が記載されております。養護者の虐待認定の所、表の左の2の所に今年度新規の方、養護者虐待15の下に虐待認定3については既存の方の3名となっております。福祉従事者の方は1となっております。3名の報告をさせていただきます。

新規の養護者虐待の2名の内訳は、お一人の方は重度心身障がいになっております。もう一人の方は精神障がいとなっております。福祉施設従事者の1名は知的障がいとなっております。戻りまして、養護者の2名の虐待の種類は、重心心身障がいの方はネグレクト、精神障がいの方は身体的虐待。福祉従事者虐待の1名に関しては心理的虐待となっております。

会長 他、ございませんでしょうか？よろしいでしょうかね。そうしましたら次の議題に移りたいと思います。それでは、議題③ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは私より、議題③ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは資料2の1ページをご覧ください。

左側の上の表は、居宅介護サービスの、身体・知的・精神・児童の障がい種別ごとの利用者数の見込み量と実績値、対見込率をまとめており、その下の表は、同じく居宅介護サービスの、障がい種別ごとの利用時間数の見込み量と実績値、対見込率をまとめたものです。

以降も同様にサービスの種類ごとに利用者数の見込み量や実績値、そして利用時間数または利用日数の見込み量や実績値について表にまとめています。

右側に記載のコメントは、サービスの内容の説明とともに、利用者の推移、利用時間数または利用日数の推移や傾向について記載しています。

特に、利用ニーズの高いサービス、また見込み量に対して増減の見られるサービスについて、コメントを記載していますので、ご確認いただきたいと思います。ご説明につきましては、主だった動きがあったサービスを中心にご説明させていただきます。

まず、8ページ、9ページをご覧ください。

就労移行支援と就労継続支援A型です。就労移行支援と就労継続支援A

型を比較したところ、就労移行支援は、就労継続支援A型の利用者数の増加と反しまして、利用者数は大きな変化はありません。これは、就労移行支援は実習などを通して、就労に必要な知識及び能力の向上を行っていますが、就労継続支援A型は雇用契約を結び最低賃金を得られる場合が多く就労経験を積み、一般就労を目指す利用者が増えたためと考えられます。

また、就労継続支援A型については、令和2年度、令和3年度の利用者数の増加が見られ、その要因の一つは、新型コロナウイルス感染症の状況により、雇用状況が悪化し、解雇または、業務縮小のため退職したものの、再就職が難しく、就労継続支援A型を希望した方が増加したものと考えられます。

次に、11ページをご覧ください。

共同生活援助、いわゆるグループホームです。利用者数は、特に、知的障がいのある人の伸びは著しく、近隣市含めグループホームの事業所の設立が多く見られ、体験利用を希望される方も増えたものと思われま

次に16ページをご覧ください。保育所等訪問支援です。保育所等訪問については、令和3年度は、市内では市立こども発達支援センターのみで実施しています。市外でも保育所等訪問支援を行っている事業所が増えつつありますが、大きな増加には繋がっていません。令和3年度も昨年度同様に、新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながらの利用になっていたため頻りに学校への訪問ができず、受け入れ人数にも制限がある中での利用のため大きな増加は見られていませんでした。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における成果目標としましては、18ページの表に記載している通りでございますので、こちらをご確認ください。以上で、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についての説明を終わります。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご質問、意見ございませんか。

L委員 計画に対しての進捗状況については、何も言うことはないのですが、今の地域生活支援拠点の整備なんです、門真は確かにジェイエスステージが整備ということで、あるという形に門真市はなっているのですが、やっぱり面的整備の地域拠点でなければ、コロナになると尚更ですが、ジェイエス利用の人が優位になってしまうので、他事業所を使っている人たちは、気軽に使えないということもあります。地域生活支援拠点は、門真市としても確かにありますけれど、面的整備の地域生活拠点がもう一つ必要であると感じてお

ります。ぜひ、見直しの時に、もう一つ面的整備の地域生活拠点が必要であるというようなご検討をいただけたらと思っております。よろしく願います。

会長 はいそういうことで、センター方式では、一か所できているんですけども、もう少し、面的な整備も必要ではないかということで、いかがですかね。まあ、来年度計画の作り直しの時期ですからね、それに向けては協議会の意見もかなり反映されると思いますので、その時に議論するのがいいのかなと思いますけれどね。来年ですからね。その時に議題に出していただき、検討するということがよろしいでしょうか。他ございませんでしょうか。

それでは、議題④ 令和3年度門真市障がい者地域協議会部会開催実績について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは私より、議題④ 令和3年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績についてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。

本市には、本協議会をはじめするサブ協議会を取り巻く7つの部会があり、年度ごとにテーマを決めて会議を開催しております。

部会ごとに、開催時期、開催回数も異なっており、毎月あるいは2か月に1回程度の開催が多くあります。会議テーマが多岐にわたる部会では、年20回になる部会もあります。昨年度の各部会の会議テーマと今後の課題、会議参画機関につきましては、資料をご覧ください。

これらの部会を開催している中で、令和3年度の本協議会部会での特徴的な活動内容としましては、年度を通して、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うまん延等重点措置の発令や感染防止対策を講じた上で会議の開催を行わなければいけないなど様々な制約の中、オンライン会議や新型コロナウイルスの感染状況に合わせて対面での会議の開催が行われていました。

このような状況の中、昨年度の新たな試みとして、地域課題の抽出及び検証、解決に向けていくつかのワーキングチームを発足し、活動をいたしました。

その一例として昨年度、門真クラブ・合同スタッフ会議がワーキングチームを発足し、高齢や学校教育と連携し活動を行ってきました。新たな試みにもなっておりますので門真クラブ・合同スタッフ会議より活動報告させていただきます。

それでは、門真クラブ・合同スタッフ会議様 宜しく願います。

門真クラブ 門真クラブについて報告させていただきます。資料は3-2と3-3になります。

まず最初に門真クラブのご説明をさせていただきます。平成8年、精神障がい者が自由に集える場として、門真保健所が中心となり、メンバー交

流会が始まりました。平成 11 年には精神障がい者生活支援交流事業が開催となり、メンバーを中心とする実行委員会と、スタッフを中心とする合同スタッフ会議が発足されました。その後、交流を真ん中に地域でより生活しやすくなるように話し合う会議を定期的に行い、メンバーが活動する会議には「門真クラブ」という名前をつけ、メンバー、関係機関スタッフで活動してきました。

平成 16 年、精神障がい理解促進事業を、門真市社会福祉協議会、守口保健所、門真市障がい福祉課とともに、地域の校区ごとに開催し、今日まで続いています。昨年のことについて書いております。精神障がいについて理解と交流を深めていただく大切な機会です。数年前からは教育委員会にもご協力いただき、今年からは高齢関係からもご参加いただいています。

理解促進事業については、昨年、コロナ禍ではありましたが、プログラムを変更しコロナ対策を行い、地域の方々や学校教員の方々に向けて取り組みました。地域の希望もあり、日曜に開催したこともあります。学校では、学生時代を中心とした発表をさせていただきました。お集まりいただく方々により、お話の内容を考えることで、双方がより理解しあえることを学ばせていただきました。感染拡大となり、延期や中止となることもありましたが、みんなで悩んだ上での決断は、私たちが社会を幅広く考えることができる機会でもありました。

また、昨年度、新たな試みとして、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、高齢の精神障がい者が、より生活しやすくなる支援となるよう、高齢と精神の支援者で話し合う機会があればいいな、と考えていました。そこで、サブ協議会で、話し合いたい理由を伝えたことで、ケアマネ協会や地域包括支援センターの方々とワーキンググループを作り、介護保険について話し合うことになりました。まず、介護保険を知ることから始まりましたが、関係する機関と情報交換や話し合うことで、多角的な意見が聞け、勉強になり解決につながっています。また、ともに考え助けあうことができる力強いパートナーであることも実感いたしました。これからも有意義な会議として続けていくことを、参加者全員が希望しております。以上です。ありがとうございました。

事務局

ワーキングチームについては、昨年度新たな試みとして行ったこともあり、今後体制構築等について課題もあります。引き続き既存の部会活動を行いながらワーキングチームを活用し地域課題の抽出、整理、課題解決等を進めていきたいと考えております。報告は以上となります。

会長 ありがとうございます。ただいまのワーキングチームのご報告・説明についてご質問、意見等ございませんか。ないようなので、次の報告に移りたいと思います。それでは、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和3年度の実績状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私より、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和3年度の実績状況及び令和4年度の予定について、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的とし、平成25年4月1日に施行されております。

令和3年度の実績につきましては、資料4-1の通り、物品は3,837,515円、役務は3,374,984円となっております。内容としては、物品につきましては、庁内7課から市内5施設に対し、缶バッチ、ゴミ袋、ポケットティッシュ等、役務につきましては、庁内2課から市内1施設に対し、街並み美化推進業務等を発注したものです。

また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、資料4-2のとおりとなっております。物品、役務ともに目標を上回る事ができました。なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料4-3のとおり、令和4年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和4年5月26日に制定し、同日より市HPにて公表を行っております。

令和4年度につきましては、調達目標として、物品は104万9千円、役務は346万9千円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、産業振興課にて、シール貼、チラシ挟み込み、教育総務課、保育幼稚園課、環境政策課にてゴミ袋の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動、産業振興課において消費生活センター清掃業務が予定されております。

今後につきましても、令和4年度の実績目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る令和3年度の実績状況及び令和4年度の予

定についての説明は、以上でございます。

会長 ありがとうございます。障害者優先調達推進法に関連する報告をいただきましたが、この件につきまして、ご質問、意見等ございませんか。

 いつも感心するのですが、他市に比べて役務が多いですね。他市は物品購入が多いですが、役務は少ないですね。門真はずっと役務が多いですかね。

事務局 毎年、清掃活動の委託をお願いしておりまして、継続して実施して頂いております。

L委員 市長に要望書を出したんです。随分前ですけど、重度の人も継続的にできるように。優先調達の作業はできる事業所が決まっているのでどうしても偏ってしまうので、どんなに重い人でもできるように清掃などできることをくださいと要望を出したら、すぐに対応して頂けて、嬉しいなと思っています。

会長 よろしいですね、他市に比べて頑張ってるなと思いますね。ありがとうございました。他はございませんでしょうか。それでは、議題⑥その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料はありませんが、保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について、来年度の方向性について確認させていただきたいと思います。

 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーを障がい児（者）と市民との交流を図ることを目的として、今年度も昨年度に引続き、門真市手をつなぐ育成会に事業を実施していただいております。

 令和元年度に公募にて応募いただき、令和2年度より事業実施していただいております、本来は令和2年度、令和3年度に公募をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に活動することができなかった状況を踏まえ、門真市障がい者地域協議会の承認を得て、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会に事業実施をお願いし、3年目となります。

 新型コロナウイルス感染症が完全に終息したとはいえませんが、来年度のふれあいコーナーの利用提供団体について、今年中に公募し、次回第2回の地域協議会で応募のあった団体より事業提案いただき、委員のみなさまのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

公募にあたり、事業実施期間を現行の1年から3年に変更したいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができなかった状況があり、今後におきましても、新型コロナウイルス感染症を含め不測の事態が想定されますので、事業者が十分に活動できる期間として変更するものです。

特に委員の皆さまからご意見等なければ、要綱等改正し令和5年度より3年間の期間で公募の準備を進めたいと考えております。よろしくお願いたします。以上です。

会長 今までは1年で慌ただしい感じだったのですけれど、指定管理も委託の期間も大体3年ですからね。だから、いいかなと思いますけれど。委員のみなさまいかがでしょうか。事務局の提案通りということでもよろしいでしょうか。（異議なし）ということで、3年でよろしくお願いたします。

それでは、最後に、本日、第1回目の障がい者地域協議会にもなります。せっくなので、各委員の皆様の中に何か所属先のご報告などございましたらお願いたします。

C委員 ご報告ですが、こども発達支援センターは令和6年4月より指定管理者制度導入ということで、只今こども政策課のほうで事務が進められております。内容につきましては、ホームページ等でご確認いただければと思うのですが、令和6年4月より指定管理者制度ということで、進んでおります。以上です。

会長 ありがとうございます。C委員さんより、こども発達支援センターの指定管理を再来年度より行うということで。これは、児童福祉法改正のこども発達支援センターを全市町村に設置義務がありますよね。それと関係があるのですか？

C委員 特に法改正とは関係がある訳ではないです。

会長 何かご意見やご質問はありますか。その他事務局からも何かあればお願いたします。

事務局 障がい福祉課です。報告ですが、現在市では手話言語条例を策定しているところです。8月12日から8月31日までパブリックコメントを行う

予定です。閲覧できる場所は障がい福祉課、市役所、南部市民センター、保健福祉センター、市民プラザなど市の機関でやっています。メンバーにつきましては、身障福祉会ろうあ部会さんと、手話サークルさん、市内の人権担当、学校教育担当の部局のメンバーと話をしております。

会長 今手話言語条例を策定中ということで、パブリックコメントで市民のみなさんの意見を聞いて成案に持っていくというスケジュールですね。ありがとうございます。

他はございませんでしょうか。

それでは、本日の議案は以上になります。今後の会議の予定等を含め以降の進行については、事務局にお返しいたします。

事務局 会長、進行ありがとうございます。

それでは、今後の会議の予定及び議事録について、事務局からご説明いたします。

第2回目の本協議会は、来年2月の開催を予定しております。12月から1月にかけて日程調整をさせていただき予定にしておりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしく願いいたします。